

霞ヶ浦等における底層溶存酸素量に係る水質環境基準の
水域類型の指定について（告示改正の概要）

1. 霞ヶ浦等における底層溶存酸素量の水域類型の指定に伴う告示改正について

（1）平成 21 年 3 月環境省告示第 14 号（河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件）について、告示別表として、第 2 を以下のとおり追加する。

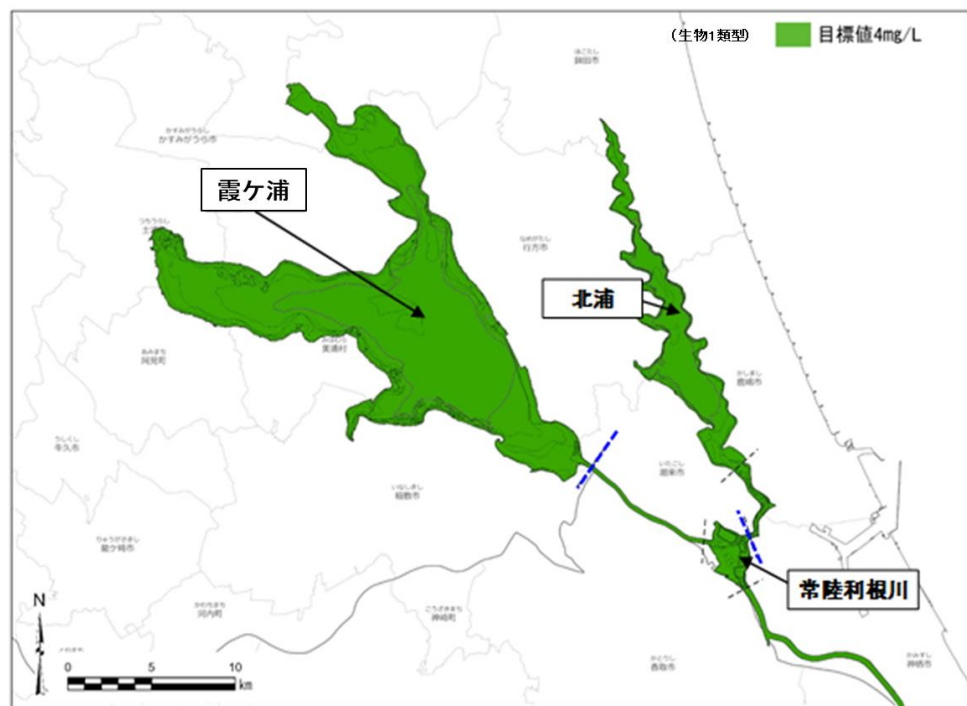
別表第 6（告示別表 2 の 1 の（2）のエ関係）

政令別表の一に掲げる水域	水 域	該当類型	指定日
2 利根川水系の常陸利根川	常陸利根川（全域）	生物 1	令和 6 年 6 月 17 日
3 利根川水系の北浦	北浦（全域（鰐川を含む。））	生物 1	令和 6 年 6 月 17 日
4 利根川水系の霞ヶ浦	霞ヶ浦（全域）	生物 1	令和 6 年 6 月 17 日

（注）（略）

（別記）（略）

（2）その他 上記（1）に付帯する変更。



【参考】

水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）別表 2（抜粋）

1 河川

（2）湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア～ウ （略）

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が、生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が、再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/l 以上	第 1 の 2 の (2) に より水域類型ご とに指定する水 域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/l 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が、生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が、再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/l 以上	
測定方法		規格 32 に定める 方法又は付表 13 に掲げる方法	

備考

1 基準値は、日間平均値とする。

2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。